

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る「遊興」とは、異性間における享樂的雰囲気その他の享樂的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいうものとする。

(第二条の規定による改正後の第二条第一項第一号及び第十一項関係)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第二条第一項第二号の改正規定中「改め」の下に『、「遊興」の下に「（異性間における享乐的雰囲気その他の享乐的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲気が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいう。第十一項において同じ。）」を加え』を加える。

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興(異性間における享樂的雰囲気その他の享樂的雰囲気において遊び、興じることであつて、その雰囲氣が過度にわたる場合には善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすこととなるおそれがあるものをいう。第十一項において同じ。)又は飲食をさせる営業</p> <p>二五 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>12・13 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業</p> <p>二五 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>12・13 (略)</p>